

## 一般社団法人 FLIP コンソーシアム会員規約

平成 25 年 3 月 25 日制定

平成 25 年 8 月 23 日改正

平成 27 年 3 月 18 日改正

平成 29 年 8 月 18 日改正

平成 30 年 4 月 2 日改正

### (目的と活動内容)

第 1 条 一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下、「当法人」という。）は、液状化による構造物被害予測プログラム/地盤構造物系の地震応答“Finite Element Analysis Program of Liquefaction Process/Response Of Soil-Structure Systems during Earthquakes”（以下、「FLIP ROSE® Program」という。）および液状化による構造物被害予測プログラム/大変形解析“Finite element Analysis Program of Liquefaction Process/Total and Udated Lagrangian Analysis Program of Liquefaction Process”（以下、「FLIP TULIP® Program」という。）の改良・機能拡張と高度な利用技術に関する研究開発を行うとともに、社会基盤施設の耐震性能照査技術の向上とその普及を行い、もって学術および科学技術の振興に寄与することを目的とし、国内外において次の事業を行います。

- (1) FLIP ROSE® Program、FLIP TULIP® Program および関連プログラム（以下、これらのプログラムを「FLIP」という。）の改良・機能拡張と高度な利用技術に関する研究開発
- (2) FLIP とこれに関するマニュアルの配布、FLIP の当法人内における使用权の提供、FLIP に関する講習会や高度な利用技術に関する研究会の開催、および FLIP の利用に関する一般的な技術サポート
- (3) FLIP の第三者への販売およびこれにかかる一般的な技術サポート
- (4) FLIP を用いた調査・検討
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (会員の定義)

第 2 条 当法人の定款第 6 条に定める会員をもって、FLIP コンソーシアム会員規約（以下、「本規約」という。）における会員とします（以下、「会員」という。）。同定款第 6 条で定めるとおり、会員には、正会員、一般会員、ユーザー会員、特別顧問および顧問の 5 種があります。なお、ユーザー会員のうち、定款第 6 条第 2 項に規定する国外の個人および法人については、本規約とは別に、「FLIP コンソーシアム海外会員規約」が適用されます。

2 会員種別ごとの入会資格の審査基準は、「入会の基準ならびに会費及び入会金の金額」

に別途定めるとおりとします。

3 ただし、この会員規約の施行の際に既に正会員、一般会員である者については、本条第1項および第2項の会員種別の定義として定款附則第2項が適用されます。

4 1 会員が当該会員としての特典を有効に行使できる地理的範囲は、当該会員の住所または主たる事業所が存在するその国内またはその地域（オリンピックで採用されている該当地域区分）内とします。

(入会金)

第3条 会員は、以下に定める入会金を当法人に支払うものとします。

1 ユーザー会員の入会金

a) ユーザー会員の入会金は表1のとおりとします。下記いずれかに該当する者を「新規入会者」といいます。

①非会員で FLIPver.6.0.6（アカデミック版を除く）または、その後継プログラムが導入された場合にはその後継プログラム（以下「ver.6.0.6 類」という）の使用権を有していない者

②財団法人沿岸技術研究センターが事務局を務めていた第三期 FLIP 研究会の会員（以下「第三期 FLIP 研究会員」という）、同第四期 FLIP 研究会の会員（以下、「第四期 FLIP 研究会員」という）のいずれでもない者

b) ユーザー会員が退会後に再入会する場合、その再入会金は 100 万円（税別）とします。

c) ユーザー会員には、第2項(2)で定めるさかのぼり会費の適用はありません。

表1 【ユーザー会員の入会金一覧（税別）】

入会前の使用権等	入会金
新規入会者	¥2,000,000
FLIPver6.0.6 類（スタンドアローン版）	¥1,000,000
FLIPver6.0.6 類（LAN 版）、または、 第三ないし四期 FLIP 研究会員	¥500,000

2 一般会員および正会員の入会金

(1) 一般会員および正会員の入会金

a)入会金は 200 万円（消費税別）とします。ただし、一般会員または正会員となるためには以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

①入会前かつ平成 28 年 3 月 31 日以前に FLIPver6.0.6 または 7.1.3 の使用権を保有して

いること。

②第三期 FLIP 研究会員、第四期 FLIP 研究会員、当法人のユーザー会員のいずれかであること。

b)第四期 FLIP 研究会員が入会する場合は、入会金を無料とします。

c)第四期 FLIP 研究会員ではなかったが、第三期 FLIP 研究会員であった場合には、入会金を 120 万円（消費税別）とします。

d)ユーザー会員が一般会員に移行する場合には、入会金を 150 万円（消費税別）とします。

## (2) さかのぼり会費

(1)の規定にかかわらず、平成 24 年 7 月 1 日以降に入会する会員は、表 2 の平成 23 年 7 月 1 日からの経過年数（7 月 1 日から翌年 6 月 30 日の年度単位とする。）に年会費を乗じた額（以下、「さかのぼり会費」という）を、(1)に規定する入会金に加えた総額をもって、入会金とします。ただし、さかのぼり会費の上限は 2 ヶ年度分とします。

(3) 上の 2 (1)および(2)の規定に基づき、入会前の使用権または会員種別に応じて、入会金とさかのぼり会費（さかのぼり会費が 2 年分必要となる場合）の合計額は、表 3 のとおりとします。

(4) FLIP コンソーシアムの正会員および一般会員が退会後に再入会する場合は、退会日からの経過年数（年度単位とし、端数切り上げる。）のさかのぼり会費（上限 2 ヶ年度分）を再入会金とします。

表 2 さかのぼり会費

入会手続き完了日	さかのぼり会費（消費税別）
平成24年6月30日までに入会手続き完了	なし
平成24年7月1日～平成25年6月30日までに入会手続き完了	30万円
平成25年7月1日以降に入会手続き完了	60万円

表 3 【一般会員および正会員の入会金等一覧（税別）】

入会前の使用権 または会員の種類	入会金とさかのぼり会費の合計 (さかのぼり会費が 2 年分必要となる場合)
FLIPver6. 0. 6	¥2, 600, 000
第 4 期研究会員	¥600, 000
第 3 期研究会員	¥1, 800, 000
ユーザー会員	¥2, 100, 000

3 会員のうち、特別顧問および顧問については、本条第1から第2項の規定にかかわらず、入会金は無料とします。

#### 第4条（会費）

1 ユーザー会員、一般会員、正会員は年会費として30万円（消費税別）を支払うものとします。当法人の事業年度は毎年7月1日より翌年6月30日までであるため、年会費は毎年6月30日まで有効とします。ただし、年度途中の入会の場合にも、年会費は30万円（消費税別）とします。なお、年度途中に入会した場合または会員の種別が変更された場合であって、その年度に当該会員が支払済みのFLIPver6.0.6類のサポート代または年会費に相当する額は、その会員の当該年度の年会費より控除されます。

2 年会費には、FLIPの利用に関する一般的な技術サポートの窓口（以下、「問合せ窓口」といいます）の担当者1名分の登録費が含まれています。問い合わせ窓口の登録者数を追加する場合は1名あたり10万円（消費税別）増となります。

3 ユーザー会員の問合せ窓口の言語は、1窓口につき日本語または英語のいずれか1つのみ選択できます。

4 年度途中で退会する場合は、月割計算（年会費を12で除した金額×退会年度の残月数（1月未満切捨て）とその消費税分）に基づき、年会費を返却します。

5 第5条第1項で規定するユーザー会員の特典には、プログラム1セット（実行形式で10ライセンス）が含まれていますが、プログラムセットを追加する場合は、1セットあたり100万円（消費税別）増となります。

6 一般会員・正会員は、前項のユーザー会員の特典で提供されるプログラムセットを追加することができますが、その場合も、1セットあたり100万円（消費税別）増となります。

7 第5項、第6項いずれの場合にも、すでに登録済の問合せ窓口と言語の異なる問い合わせ窓口を追加登録する場合は、1セットあたり1名以上の問い合わせ窓口担当者の追加登録が必要となり、この場合の追加の会費は本条2項の規定に従ってお支払いいただきます。ただし、言語が同じ問い合わせ窓口の場合は、担当者の追加登録は任意となります。

8 会員のうち、特別顧問および顧問については、本条第1から第7項の規定にかかわらず、会費は無料とします。

#### （会員の特典）

第5条 会員は、以下に示す当法人の事業に参画することができます。

##### 1 ユーザー会員の特典

(1)ユーザー会員は、以下に定めるFLIPコンソーシアムの事業への参画ができます。

a)FLIPに関する講演会や高度な利用技術に関わる研究会

(2)(1)に加え、以下のサービスを受けることができます。

a) 改良・機能拡張された FLIP（会員自ら又は当法人が認定する以外の改良・機能拡張された FLIP を含まず、以下、「改良版 FLIP」という。）を実行形式で 10 ライセンスおよびマニュアルの配布（1 会員あたり 1 セットのみの提供とし、日本語または英語版のいずれか 1 つ）

ただし、関連プログラムに含まれる FLIPGEN プログラムの日本語版、英語版には互換性がありません。会員は、この旨、承諾するものとします。

b) FLIP に関する講習会等への参加

c) 改良版 FLIP の使用（第 2 条第 4 項で定める地理的範囲内かつ、入会した法人内での使用に限ります）

d) 改良版 FLIP の利用に関する一般的な技術サポート（一般的な技術サポートに関する問合せ窓口は日本語または英語のいずれかを選択）

## 2 一般会員および正会員の特典

(1) 一般会員および正会員は、以下の FLIP コンソーシアムの事業への参画ができます。

a) FLIP の改良、機能拡張と高度な利用技術に関する研究開発

b) FLIP に関する講演会や高度な利用技術にかかわる研究会

(2) (1)に加え、以下の会員サービスを受けることができます。

a) 改良版 FLIP の実行形式に加え、改良版 FLIP のうち FLIP ROSE® 2D、3D program のソースコード、およびマニュアルの配布（日本語のみ）

b) FLIP に関する講習会等への参加

c) 改良版 FLIP の使用（第 2 条第 4 項で定める地理的範囲内かつ、入会した法人内での使用に限ります）

d) 改良版 FLIP の利用に関する一般的な技術サポート

3 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、当法人が改良版 FLIP の利用に関して提供する一般的な技術サポートには、①会員が自ら改変を加えた FLIP および FLIP に改変を加えたバージョンのうち当法人が提供する改良版 FLIP 以外のもの、又はその可能性があるものに起因し、又は関連する諸問題並びに②当法人が提供するプリプロセッサおよびポストプロセッサ以外の FLIP のプリプロセッサおよびポストプロセッサに起因し、又は関連する諸問題は含まれないものとします。

4 会員のうち、正会員は、FLIP の改良、機能拡張と高度な利用技術に関する研究開発の成果報告書（以下、「成果報告書」という。）を無料で受領できるものとします。また、正会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員であり、当法人の運営に関する議決権を有するものとします。他方、ユーザー会員および一般会員は、成果報告書を実費で受領できるにとどまるものとします。

(管理義務)

第6条 会員は、本規約上の地位、権利又は義務を第三者に譲渡又は移転してはならないものとします。また、会員は、本規約の存続期間中であるか、終了後であるかを問わず、FLIP（会員自ら改良・機能拡張したプログラムを含む。以下において同じ。）の複製物を第三者に譲渡したり、第三者にFLIPの使用を許諾することはできません。

2 会員は、本規約の存続期間中であるか、終了後であるかを問わず、FLIPが当該会員以外の第三者に不正に流出しないよう、必要となる一切の手段を講じ、管理する義務を負うものとします。

3 万一、本条第1項または第2項の管理義務に反する行為が発生した場合には、そのような行為を防止するために必要と当法人が判断する措置の一つとして、すべての会員に対して、第5条に示す会員の特典の一部に制限が加えられることがあります。

#### （責任の免除）

第7条 本規約に従い提供されるFLIP、改良版FLIP、ドキュメント、技術サポートその他一切の物およびサービスは現状有姿で提供されるものであり、これらにつき当法人は、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる責任をも負わない旨を明確に表明します。本規約の存続期間中であるか、終了後であるかを問わず、当法人は、FLIPの使用によって会員が受けた損害について、その理由如何にかかわらず、一切責任を負いません。また、いかなる理由によっても、会員がFLIPを使用することができなくなったことによる損害に対して、当法人は一切責任を負いません。

#### （任意退会）

第8条 会員は、当法人の理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができるものとします。

#### （除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人の社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができるものとします。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### （会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとします。

- (1) 会費が継続して1年以上納入されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 当該会員が、当法人の定款その他の規則に定める、その会員種別の要件を満たさなくなったとき。ただし、その会員種別以外の他の会員種別の要件を満たす場合であって、当法人定款第7条の会員種別の変更を承認された場合にはその種別の会員資格を取得するものとしします。

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前の3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れるものとしします。ただし、会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に改良版 FLIP に限り、会員資格喪失後も、使用することができます。また、資格喪失時に未履行の義務は、これを免れることはできません。

(著作権)

第12条 会員は、FLIP に関する一切の著作権（著作権法第27条および28条に規定する権利を含み、以下、「本件著作権」という。）が国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、一般財団法人沿岸技術研究センター、井合 進（京都大学 名誉教授）、一般社団法人 FLIP コンソーシアム、上田 恭平（京都大学防災研究所 助教）（以下、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、一般財団法人沿岸技術研究センター、井合 進（京都大学 名誉教授）、一般社団法人 FLIP コンソーシアム、上田 恭平（京都大学防災研究所 助教）を総称して「本件著作権共有者」という。）に帰属することを認識し、承諾します。

(改良された著作物の著作権の取扱い)

第13条 会員は、FLIP を改良し、又は FLIP の機能を拡張する等の改変を加えた場合（当該改変部分を以下、「本改変部分」という。）、本改変部分について、当法人に対し、本改変部分を使用し、著作権法上のあらゆる権利を行使することのできる非独占的、全世界的、撤回不能かつ無償の使用許諾権および再使用許諾権（当法人が本改変部分について、当法人の他の会員を含む第三者に対して使用許諾する権利）を付与するものとしします。また会員が、本改変部分を当法人以外の第三者に使用許諾する場合には当法人の同意を要するものとしします。

2 前項の場合、会員は、本件著作権共有者、当法人および当法人より本改変部分について使用許諾された者に対して、本改変部分に関する著作権法第18条第1項、第19条第1項および第20条第1項に規定する著作人格権を行使又は主張しないものとしします。

(商標など)

第14条 会員は、FLIP および FLIP に関連する商標やデザイン、その他の知的財産権（以

下、「本件商標等」という。)が、商標登録等の有無にかかわらず、当法人又は本件著作権共有者が保有する財産であることを承諾し、本件商標等を会員独自又はその他第三者の商標として登録し、又は登録しようとする行為は一切しないものとします。また、会員は、本改変部分につき、本件商標等を会員独自の商標等として使用することはできません。

(不可抗力条項)

第15条 不可抗力により、当法人が本規約を履行できなくなり、当法人が会員に損害を与えた場合、会員はその責任を当法人に対して問わないこととします。不可抗力には天災地変、公的機関の命令、労働争議、ストライキ、革命やその他の動乱、火災、暴動、戦争や戦争状態、出航禁止、事故、流行病、洪水および異常気象、高速道路・橋・フェリーの閉鎖や障害、原材料、電力の不足により、本規約を履行するのに重大な影響が及ぼされる事態が含まれます。

(成果の発表)

第16条 会員が本改変部分を作成する上で加えた改良の内容や理論、改良により付加された新機能等を公表しようとするときは、事前に、当法人を通じて、本件著作権共有者に発表内容を開示した上、本件著作権共有者の同意を得なければなりません。

2 会員がFLIP、改良版FLIP又は本改変部分等を用いた解析結果の成果を公表する際には、参考文献の引用に関し、FLIPに関するマニュアルの中の「使用に際しての注意事項」の記載に従うものとします。

(損害賠償および裁判管轄)

第17条 会員が本規約のいずれかの条項に違反したために、当法人が損害を受けた場合、会員は当法人に対し損害賠償の責を負います。

2 本規約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本規約に関する紛争の解決については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(存続条項)

第18条 本規約第6条、第7条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条および本条の規定は、本規約の終了又は解除の後も効力を有するものとします。

(本規約の変更)

第19条 当法人は、本規約を変更できるものとします。当法人は、本規約を変更した場合、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員がFLIPを利用した場合又は当法人の定める期間内に退会の手続をとらなかった場合、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。



#### 附則

この会員規約は、平成 25 年 8 月 23 日から施行し、同日から適用する。

この会員規約は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

この会員規約は、平成 29 年 8 月 18 日から施行し、同日から適用する。

この会員規約は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、同日から適用する。